

田中康夫の



2

「宅幼老所」

信州での県知事在任中、小学校三〇人学級を全国で最初に全学年で実施すると共に、地域分散型で世代分断型ではない「宅幼老所」の創設に力を注ぎました。それは

三五〇カ所余り誕生しました。
二〇〇〇年秋に就任した僕は疑問を抱きます。どうして集落から離れた場所にデイサービス、それも真新しい立派な施設が建設されるのかなと。理由は簡単。事業費四千万円以上で新設の場合のみ国の補助対象となる基準でした。

とは言え、総額の四分の一は県負担。福祉版ハコモノ公共事業に付き合う余裕は有りません。思案していると、NPO関係者から提案を受けました。自宅から歩いて行ける駅前商店街の空き店舗や住宅街の空き家を改修してデイサービスを行えないだろうか。

が、既存の建物を活用する形態は、設置時の費用が国の補助対象外でした。一〇〇平米以上の場合は緑色の非常口ランプ等、消防法に基づく対策も必要です。七五〇万円の借家改修費用を県が負担する制度を設けました。発想の転換で「造るから治すへ」。結果として県の負担金額も割安となります。

「老保一元化」の発想で、高齢者と乳幼児が一つ屋根の下で一緒に昼御飯を食べ、お昼寝をする新しい福祉。お互いの元気の素を分かれ合えます。県の独自事業として

一緒に過ごせる宅幼老所。待機児童解消にも寄与しました。

はてさて、いかに人口急増地域とて、「認可」小学校に入れなかつた児童が「認可外」小学校か自宅で「待機」するといった惨状は、全国どこにも存在しません。義務教育でないから保育の場合は「待機児童」も致し方ない、と免責される話ではないのです。

三年間で三七〇億円の予算を投じて認可保育所への株式会社参入を選択したり、育児休業の延長で保護者が対応した一七四六人もの潜在待機児童が現在も存在します。「無認可」保育所なる呼称こそ用いなくなつたものの、定員一〇人未満の小規模保育施設は依然として、国からの運営補助金が支給されぬ「認可外」扱い。理不尽です。ならば、認可保育所よりも高い利用料を負担する保護者への保育給付金制度を導入すべきです。

厚生労働省も一昨年、高齢者・性就業率が全国第一位と働き者の県民性。保育士の資格を有するスタッフを配置すれば、自宅感覚のタップを加えて障害者(児)も対象に、利用定員一〇〇~一〇〇人程度の小規模・多機能型の「宅幼老所」を国の補助事業として認めました。

介護保険法・児童福祉法・障害者自立支援法に基づき、NPO等多様な主体の参画を認める画期的な地域共生型サービスです。

待機児童問題で揺れる東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知等に於いてこそ宅幼老所を積極導入すべき。高齢者が一・五倍にも増大すると国立社会保障・人口問題研究所は予測しています。が、残念ながら世間的「常識」とは裏腹に今後、これら大都市圏では六五歳以上の高齢者が一・五倍にも増大すると構造改革・規制緩和の一環として七年前に創設された「幼保一元化」の「認定こども園」も保育園業界と幼稚園業界、その背後に控える議員と省庁が綱引きに加わって、広がりを見せていません。

提供側の都合でなく、利用側の希望に根ざし、きめ細かいサービスを適価で実現してこそ、真の構造改革・真の規制緩和。

今後一五年間で一五〇六四歳の生産年齢人口が一〇〇〇万人も激減する超少子・超高齢社会ニッポンは、社会福祉法人と株式会社の何れが実施主体として相応しいか、などと利用者不在な神学論争をしている余裕はないのです。